

するめいかに関する令和5管理年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間をいう。）における漁業法第16条第1項に定める数量は、次のとおりとする。

第1 するめいか

1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量  
現行水準

2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
佐賀県するめいか漁業	現行水準